

令和2年2月27日決定
令和2年3月26日変更
令和2年4月3日変更
令和2年5月8日変更
令和2年9月30日変更
令和2年11月30日変更
令和3年1月8日変更
令和3年2月5日変更

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針について

国、東京都、福生市等が発した方針を踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の蔓延を防ぐため、社協が主催（共催も含む。以下同じ。）するイベント、行事、会議、事業等（以下「イベント等」という。）に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

1 考慮すべきイベント等

- (1) 多くの不特定な人が集まるイベント等
- (2) 飲食を伴うイベント等
- (3) 高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント等
- (4) 会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント等
- (5) 会場の入口、会場内等にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況にあるイベント等

2 対応方針

- (1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国や東京都が発する「イベントの開催制限」にかかる方針（以下、「開催制限方針」という。）に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。

ア 屋内での十分な換気

イ 接触感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策

ウ 感染者の来場を防ぐ対策

エ 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

オ その他必要な感染拡大防止対策

- (2) イベント等の人数上限、収容率等については、開催制限方針に基づき判断するものとする。

(3) 上記1に該当しないイベント等についても、次に掲げる考慮事項を基にリスク評価を行い、開催の判断をするものとする。その場合において、開催すると判断したときは、前号の規定を準拠し、マスクの着用、消毒等その他の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

ア 開催規模（参加人数）

イ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）

ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）

エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）

オ 参加者の特性（高齢者若しくは基礎疾患を有する者、障害者、子ども等又は不特定多数か否か）

カ イベント等を通じた相互接触の機会

キ 上記のほか、感染リスクが高いと思われる事項

(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。

3 その他

社協の関連団体が実施するイベント等については、本方針の趣旨を理解いただき、対応をお願いするものとする。

4 適用期間

本方針の適用は、令和2年2月27日から令和3年3月7日までとする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針は、令和2年2月27日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年3月26日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月3日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年5月8日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年9月30日から施行し、同月19日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年11月30日から施行し、同月12日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和3年1月8日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和3年2月5日から適用する。